

## 川崎医療福祉大学 ガバナンス・コード遵守状況

川崎医療福祉大学は、大学の理念に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、「学校法人川崎学園 川崎医療福祉大学ガバナンス・コード」を規範として、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対する説明責任を果たし、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

◎:遵守できている ○:おおむねできている △:不十分な点がある

		遵守状況	備考
<b>第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重</b>			
1-1 大学の理念			
(1)	大学の理念	◎	
(2)	大学の理念に基づく人材像	◎	
1-2 教育と研究の目的			
(1)	大学の理念に基づく教育目的等	◎	
(2)	中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	◎	
(3)	本学の社会的責任等	◎	
<b>第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)</b>			
2-1 理事会			
(1)	理事会の役割	◎	
2-2 理事			
(1)	理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	◎	
(2)	学内理事の役割	◎	
(3)	外部理事の役割	◎	
(4)	理事への研修機会の提供と充実	◎	
2-3 監事			
(1)	監事の責務(役割・職務範囲)について	◎	
(2)	監事の選任	◎	
(3)	監事監査基準	◎	
(4)	監事業務を支援するための体制整備	◎	
(5)	常勤監事の設置	◎	
2-4 評議員会			
(1)	諮問機関としての役割	◎	
(2)	評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める。	◎	
2-5 評議員			
(1)	評議員の選任	◎	
(2)	評議員への研修機会の提供と充実	◎	
<b>第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)</b>			
3-1 学長			
(1)	学長の責務(役割・職務範囲)	◎	
(2)	学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	◎	
3-2 教授会			
(1)	教授会の役割(学長と教授会の関係)	◎	
<b>第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)</b>			
4-1 学生に対して			
(1)	学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。	◎	
4-2 教職員等に対して			
(1)	教職協働	◎	
(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	◎	
4-3 社会に対して			
(1)	認証評価及び自己点検・評価	◎	
(2)	社会貢献・地域連携	◎	
4-4 危機管理及び法令遵守			
(1)	危機管理のための体制整備	◎	
(2)	法令遵守のための体制整備	◎	
<b>第5章 透明性の確保(情報公開)</b>			
5-1 情報公開の充実			
(1)	法令上の情報公表	◎	
(2)	自主的な情報公開	◎	
(3)	情報公開の工夫等	◎	